社保審-介護給付費分科会 第 124 回 (H27.9.18) 資料 9

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の今後の進め方について

1. 経緯等

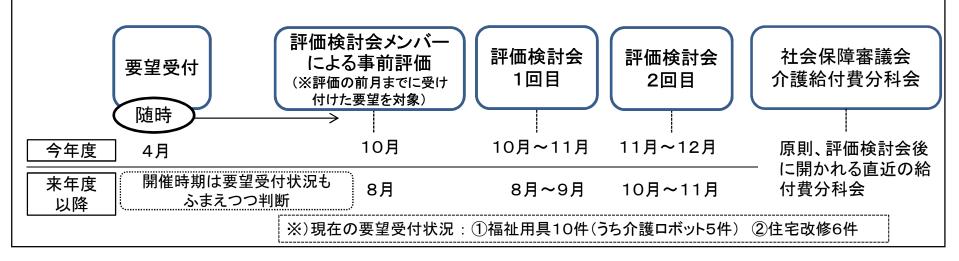
- 〇介護保険の福祉用具貸与(購入)の対象種目の見直しについては、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、外部有識者による議論をふまえ、決定事項について社会保障審議会介護給付費分科会に報告することとしている。
- 〇従来は介護報酬改定の時期に合わせて3年に1度開催していたが、ロボット新戦略(H27.2.10日本経済再生本部決定)において、技術革新に迅速に対応可能となるよう、随時要望を受付け、評価検討会を開催することとされた。
- 〇これをふまえ平成27年4月から要望の随時受付を開始している。

2. 評価検討会の構成等

- ○評価検討会は、学識経験者、実務者、自治体の職員、事業者関係団体等により構成。
- ○厚生労働省老健局長が招集し、原則、公開により行うものとする。
- ○座長を置き、互選により決定する。座長はメンバーを統括する。

3. 今後の進め方

- 〇手順については従来のとおり進めるが、要望受付の状況をふまえ、開催頻度については随時開催することとする。
- ○評価検討会のメンバーについては現在の構成を維持しつつ、任期の定めをおくこととする。



介護保険における福祉用具のサービス

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
事業概要	福祉用具を指定事業者から貸与	入浴や排せつ等に用いる福祉用具(特定福祉用 具)の購入(償還払い)
対象種目	・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く) ・自動排泄処理装置	 ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、入浴用介助ベルト) ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分
支給限度基準額	要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせ	10万円 ※要支援、要介護区分にかかわらず定額 ※同一支給限度額管理期間内(4/1~3/31の1年間)は、用途及 び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の 特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回のみ支給
給付割合	サービス利用料の9割	購入費の9割
給付額	現に要した費用(実勢価格)	現に要した費用(実勢価格)

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会メンバー(平成26年10月時点)

分 野		E	· 名	所属・役職
学識経験者		伊藤	利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
		井上	剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発部 部長
		山内	敏系	NPO法人支援技術開発機構 理事長
		相良	二朗	神戸芸術工科大学 教授
実務者	ケアマネジャー	助川	未枝保	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事
	作業療法士	渡邉	愼一	一般社団法人日本作業療法士協会 制度 対策部福祉用具対策委員長
自治体		石田	光広	稲城市福祉部 部長
事業者関係団体		久留	善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 企画部長
		本村	光節	公益財団法人テクノエイド協会 常務理事

[※] 所属・役職は前回開催した平成26年10月28日時点のものである。

これまでの介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の開催状況について

回数	開催日	改正内容(検討内容)		
第1回	H14. 09. 25	・ 特殊寝台付属品として、スライディングボード及びスライディングマットも給付対象であることを明確化(福祉用具貸与)		
		・ 歩行器の車輪の数による制限をなくす(福祉用具貸与)		
		・ 移動用リフトにおいて、段差解消機や起立補助機能付きの椅子など上下方向にのみ移動させることができるものについても給付		
		対象とする(福祉用具貸与)		
第2回	H16. 03. 24	・ 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」(ガイドライン) について		
第3回	H17. 08. 30	・ 杖についてプラットホームクラッチを給付対象とする(福祉用具貸与)		
		・ リフトについて、立ち上がり補助便座を給付対象とする(福祉用具貸与)		
	H20. 10. 08	・ 体位変換器について、起きあがり補助装置を給付対象とする(福祉用具貸与)		
第4回		・ 認知症老人徘徊感知機器について、離床センサーを給付対象とする(福祉用具貸与)		
		・ 移動用リフトについて、階段移動用リフトを給付対象とする(福祉用具貸与)		
	H20. 10. 21	・ 自動排泄処理装置を給付対象とする(福祉用具購入)		
第5回		・ 入浴補助用具について、入浴用介助ベルトを給付対象とする(福祉用具購入)		
		・ 引き戸等の新設を給付対象とする(住宅改修)		
	H23. 09. 08	・ 特殊寝台付属品について、介助用ベルトを給付対象とする(福祉用具貸与)		
		・ 自動排泄処理装置を購入から貸与の種目として給付対象とする(福祉用具貸与)		
第6回		・ 腰掛便座について、便座の底上げ部材を給付対象とする(福祉用具購入)		
第 6 四		・ 段差の解消について、通路等の傾斜の解消も給付対象とする(住宅改修)		
		・ 扉の取り替えについて扉の撤去も給付対象とする(住宅改修)		
		・ 段差の解消に付帯して必要となる工事について、転落防止柵の設置を給付対象とする(住宅改修)		
	H26. 01. 16	・ 岡山市総合特別区域の取組について		
第7回		・ 介護ロボットに関する実用化支援の動向について		
第7四		・ 介護保険における福祉用具の範囲の考え方について		
		・複合的機能を有する福祉用具の取扱について		
第8回	H26. 10. 28	・ 車いすについて、介助用電動車いすを給付対象とする(福祉用具貸与)		
		・ 腰掛便座について、水洗ポータブルトイレを給付対象とする(福祉用具購入)		
		・ 便器の位置・向きの変更を給付対象とする(住宅改修)		

介護分野におけるロボット新戦略

平成27年2月10日 日本経済再生本部決定

基本的な考え方

- 介護・医療が必要な状態になってもなお住み慣れた地域で自立した生活を継続することを支援する。
- 介護の現場においては、ロボット介護機器を活用することにより、介護従事者がやりがいを持ってサービス提供できる職場環境を実現する。
- 介護は人の手により提供されるといった基本概念を維持しつつロボット介護機器の活用による業務の効率化・省人力化 へとパラダイムシフトを支援。
- 介護現場の二一ズに即した実用性の高い機器が開発されるよう、具体的な現場二一ズを特定したうえで、研究開発支援や開発の段階に応じた介護現場と開発現場のマッチング支援を実施。
- 介護ロボットの<u>技術革新に柔軟に対応</u>し、<u>在宅介護の負担軽減に迅速に対応</u>できるよう<u>介護保険制度の種目検討について弾力化を図る</u>。

開発の重点分野

- ◆移乗支援
 - •装着型
 - •非装着型
- ◆移動支援
 - 屋外用
 - •屋内用
- ◆排泄支援
- ◆認知症の方の見守り
 - •施設用
 - •在宅用
- ◆入浴支援

2020年目指すべき姿

- ◆介護ロボットの国内市場規模を 500億に拡大。
- ◆<u>移乗介護等に介護ロボット</u>を用いることで、介護者が<u>腰痛を引き起</u>こす機会をゼロにすることを目指す。
- ◆最新のロボット技術を活用した新 しい介護方法などの意識改革
 - 介護をする際に<u>介護ロボットを</u> 利用したいとの意向(59.8%) を80%に引き上げ。
 - ・介護を受ける際に<u>介護ロボットを</u> 利用して欲しいとの意向(65. 1%)を80%に引き上げ

関係諸制度見直し

- ◆<u>現行3年に1度の介護保険給付対</u> <u>象機器の追加手続きの弾力化</u> (技術革新に対応できる要望受付・検討 等)
- ⇒介護保険の給付対象に関する要望の随時受付。新たな対象機器の 追加を随時決定。
- ※「介護保険福祉用具評価検討会」 及び「社会保障審議会介護給付費 分科会」を必要に応じて随時開催

介護ロボットの技術革新に対応した受付・検討の弾力化等

在宅

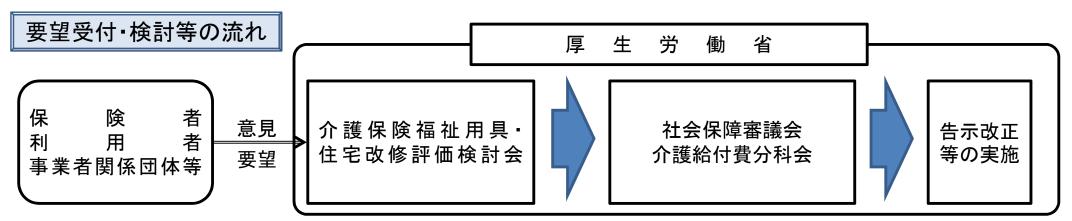
施設

- 〇在宅の要介護(支援)者に対しては、<u>福祉用具貸与</u> (購入)サービスがある。
- 〇介護保険の給付対象となる福祉用具の種目等を見直 す場合は、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討 会」において検討される。
- 〇施設の判断にて<u>任意で導入が可能</u>
 - ※利用者の支援に供する機器を介護施設で 導入する場合の費用は、介護報酬に含ま れている。



- 〇従来3年に1度となっていた介護保険制度の種目検討について、要望受付・検討等の体制の弾力化を図り、技術革新に迅速に対応可能とする。
 - ⇒介護保険の給付対象に関する要望の随時受付(平成27年4月開始)
 - ⇒介護保険福祉用具評価検討会等を必要に応じて随時開催

- 〇地域医療介護総合確保基金
 - ⇒介護業務の負担軽減や効率化に資する介護ロボット の導入について支援



介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会提出資料(H10.8.24))

介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担 の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品 でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの (例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、 日常生活の場面で使用するもの (例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの (例えば、特殊浴槽等は対象外)

- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、 身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完すること を主たる目的とするものではないもの (例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより 利用促進が図られるもの (一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも 一般的に利用に支障のないもの (例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 - 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの (入浴・排せつ関連用具)
 - 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの (つり上げ式リフトのつり具)